

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

## 茨城国民年金 事案 1110

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 9 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 46 年 3 月まで  
私の国民年金については、父が加入手続を行い、申立期間の保険料を納付し、その後の保険料は、両親の分と合わせて納税組合を通じて納付していた。  
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、7 か月と短期間である上、申立人は、国民年金に加入後、60 歳到達により国民年金被保険者資格を喪失するまでの間、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の加入者の国民年金保険料の納付状況から、申立期間である昭和 45 年度の保険料が現年度納付可能な 46 年 4 月中と推認でき、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の父は、昭和 35 年 10 月に国民年金に加入し、36 年 4 月から 60 歳到達により国民年金被保険者資格を喪失するまで、厚生年金保険加入期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の母も昭和 35 年 10 月に国民年金に加入し、36 年 4 月から 60 歳到達により被保険者資格喪失までのすべての期間について、国民年金保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和47年3月10日、同資格喪失日は同年9月2日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年3月から同年6月までを4万2,000円、同年7月及び同年8月を5万6,000円することが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月10日から同年9月2日まで

私は、申立期間及びその前後の期間において、B市区町村にあったC店に勤務していたが、その時の厚生年金保険加入記録が無いので、年金事務所に相談したところ、自分と同姓同名・同生年月日の未統合記録があることが判った。当該記録に係るA社という事業所名に覚えはないが、C店の運営会社だと思うので、自分の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立人と同姓同名で、同生年月日の者が、A社において昭和47年3月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月2日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、A社の被保険者名簿に登載されている者から、B市区町村にあったC店を運営していたのがA社であり、自身もC店に勤務していたとの回答が得られた上、その者の妻からも、同様の回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和47年3月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月2日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社における被保険者原票から、昭和47年3月から同年6月までを4万2,000円、同年7月及び同年8月を5万6,000円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和31年8月16日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和19年4月11日から同年6月1日まで  
② 昭和31年8月16日から同年9月16日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた申立期間①及び②について、加入記録が無いことが判明した。

申立期間①は、技術員養成所の学生として研修を受けていたものの、A社B工場に在籍していた期間であり、また、申立期間②は、出向先の同社C工場から同社B工場に戻った時期である。

どちらの期間も、厚生年金保険料が控除されていた記憶があることから、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 労働局に照会したところ、申立人のA社における雇用保険の加入期間は、昭和22年11月1日（旧失業保険制度開始時）から49年2月20日までの期間である旨の回答が得られた。

また、A社から提出された「退職通知書」により、申立人は、昭和16年4月12日に入社し、49年2月20日に退職したことが確認できる。

2 申立期間②について、申立人がA社に勤務していたことは、上記1の雇用保険被保険者記録により確認できる。

また、申立人から提出された「実務経験証明書」により、申立人は、申立期間に、A社B工場に在籍していたことが確認できる。

さらに、A社に照会したところ、申立人は、申立期間において、同社C工場から同社B工場に移籍し、同社同工場に勤務していた旨のほか、厚生年金保険料が間違いなく控除されていた旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B工場に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和31年9月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の資料が保存されておらず、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 3 申立期間①について、申立人がA社に勤務していたことは、上記1のA社から提出された「退職通知書」により確認できる。

一方、申立人から提出されたA社の各種教育研修所における修了証書及び配属辞令により、申立人は、昭和19年3月に学校を卒業後、同年4月に技術員養成所に入所し、同年12月に同養成所を卒業した後、20年1月から同社B工場に配属されたことが確認できる。

また、申立人と同様に、昭和19年4月11日にA社B工場における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年6月1日に再取得している同僚二人に照会したところ、一人から、申立期間中、技術員養成所に在学しており、申立人も同養成所にいた旨のほか、教育研修終了後、同社同工場に配属された旨の証言が得られた。

なお、当該同僚二人は、申立期間において、上記のとおりA社B工場における被保険者資格を有していない上、他の事業所においても被保険者資格を有していないことが確認できる。

このことから、申立人は、昭和19年4月に技術員養成所に入所し、専ら教育研修に従事していたため、当時、施行されていた労働者年金保険法に規定する男子工場労働者に該当しないと判断され、申立期間において、労働者年金保険法に基づく被保険者資格を取得することができなかったものと考えられ、その後、同年6月に施行された厚生年金保険法に基づき、同年6月1日付けで、厚生年金保険被保険者資格を取得したものと推認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、A社における被保険者資格の取得日は昭和38年3月1日、喪失日は40年1月21日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和38年3月から同年9月までを8,000円、同年10月から39年5月までを9,000円、同年6月から同年12月までを1万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月1日から40年1月21日まで  
② 昭和40年1月21日から42年12月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和38年3月1日から42年12月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、中学校を卒業した後、A社に入社し、申立期間中、同社に勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人が同社に勤務し、厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できる。

また、上記被保険者名簿において、申立人は、昭和38年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることのほか、39年10月15日付けで、同年10月の算定が完了していることが確認できる。

一方、上記被保険者名簿では、A社における被保険者資格喪失日を確認することはできないものの、退職時期について、申立人は、同社を退職後、

B都道府県在住の姉のところ約1週間滞在した後、C都道府県に引っ越した旨を主張しており、戸籍の附票を確認したところ、申立人は昭和40年1月29日に同都道府県へ住民票を移転している。

また、戸籍の附票により、申立人はC都道府県に申立人の兄と一緒に居住していたことが確認できることから、申立人の兄に照会したところ、申立人は、A社に約2年間勤務した後、同都道府県に引っ越したという旨の証言が得られた。

これらのことから、入社と同時に、昭和38年3月1日付けで、A社における被保険者資格を取得した申立人は、約2年間勤務した後、約1週間のB都道府県での滞在を経て、40年1月29日にC都道府県へ住民票を移転したものと考えられ、同日の1週間前に当たる、同年1月21日に被保険者資格を喪失したものと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人のA社における被保険者資格取得日を昭和38年3月1日とし、喪失日を40年1月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の算定の記録から、昭和38年3月から同年9月までを8,000円、同年10月から39年5月までを9,000円、同年6月から同年12月までを1万4,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、A社に係る事業所別被保険者名簿は、昭和40年5月ごろに書き換えられており、書き換え後、申立人の名前は無いことから、申立人は、同年5月の時点において、既に厚生年金保険被保険資格を喪失していたものと推認できる。

また、A社は既に解散しているほか、申立期間当時の代表取締役も既に他界しているため、申立期間後に代表取締役になった者に照会したものの、回答が得られなかった。

さらに、申立期間当時の社会保険事務担当者に照会したところ、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、正確な勤務期間については覚えていない旨の証言が得られた。

加えて、申立期間に被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した二人に照会したところ、一人から回答が得られたものの、申立人に係る勤務状況及び厚生年金の適用状況について具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係るA社における標準賞与額を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 15 日

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成16年12月分賞与の年金記録が漏れていることが判明した。

現在所持している平成16年12月の賞与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、年金記録に申立期間の標準賞与額に係る記録を追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成16年12月の賞与明細書により、申立人は、その主張のとおり、16年12月分賞与(26万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間に係る標準賞与額(26万円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 茨城国民年金 事案 1111

### 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月、同年11月、16年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月及び同年11月  
② 平成16年1月及び同年2月

ねんきん特別便を確認したところ、平成15年10月、同年11月、16年1月及び同年2月の国民年金保険料が未納とされていた。

両申立期間については、夫が、保険料を納付してくれていたはずである。このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間を含む平成15年10月から16年6月までの国民年金保険料について、15年11月28日に申請免除の手続を行ったものの、国民年金基金に加入しており、保険料を申請免除した場合、同基金の加入資格を失うこととなることから、申立人は、同基金の掛金の納付事跡を優先させるため、18年1月26日に、前述の期間に係る保険料の申請免除の取消手続を行っている。

また、A都道府県国民年金基金に照会したところ、申請免除の取消手続に伴い、申立人に対しては、平成18年4月25日に、申立期間①直後の15年12月から16年12月までに係る基金掛金の払込票を発行していることが確認でき、申立人が、同基金に提出した申立期間①に係る国民年金保険料の納付書には、申立人の夫の自筆で「未納としたため15年10月から11月は納入不可となる」と記載されていることから、この時点において、申立人及び申立人の夫は、申立期間①の保険料が時効により納付することができないことを認識していたものと推認できる。

さらに、A都道府県国民年金基金に照会したところ、申立人は、申立期間②について、保険料が未納であることを理由として、平成18年8月1日に基金

掛金の還付請求を行っていることが確認できることから、この時点において、申立人及び申立人の夫は、申立期間②の保険料が未納であることを認識していたものと推認できる上、オンライン記録により、申立人は、申立期間①直後の平成15年12月の保険料を18年1月30日に、申立期間②直後の16年3月の保険料を18年4月26日に、それぞれ過年度納付していることが確認できることから、両申立期間については、時効により保険料を納付することができなかつたものと推認できる。

加えて、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料の納付事実が確認できないことが判明した。

私が退職した昭和45年3月以降に、A市区町村役場において、父が国民年金の加入手続を行い、その後、私が申立期間の保険料を一括納付した。

このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市区町村役場において、申立人の父が国民年金の加入手続を行い、その後、申立人自身が申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人には、現在の基礎年金番号である厚生年金保険記号番号の払出し以外に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間については、国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立人の父が、国民年金の加入手続を行い、その後、昭和45年8月ころに、申立人自身が、申立期間の保険料を一括納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申

告書等) が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 1113

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から59年3月まで  
ねんきん定期便を確認したところ、昭和58年7月から59年3月までについて、国民年金保険料の納付事実の確認ができなかった。  
申立期間当時、私は、専門学校生であったが、父が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれたはずであり、兄と姉については、20歳から保険料が納付済みとなっている。  
このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の居住地であったA市区町村が管理していた国民年金被保険者名簿により、昭和61年6月2日であると考えられ、この時点では、申立期間については、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間について、申立人の父が、国民年金の加入手続きを行ったと主張しているところ、仮に、申立人の主張どおりであれば、申立人の国民年金手帳記号については、申立期間当時の居住地を管轄するB社会保険事務所（当時）において払い出される「\*」となるべきであるが、申立人の国民年金手帳記号については、C社会保険事務所（当時）管内の市区町村に払い出される「\*」であり、事実、申立人が所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号欄には「A市区町村」と押印されていることが確認できることから、申立内容に矛盾が認められる。

さらに、申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続きに直接関

与しておらず、申立人の父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が国民年金に加入したと考えられる昭和 61 年 6 月の時点では、特例納付制度は存在しないため、申立期間の保険料を納付することはできない。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 1114

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から同年6月まで

納付記録を確認したところ、平成7年3月から同年6月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、母が国民年金の加入手続きを行い、20歳まで<sup>さかのぼ</sup>遡って2年分の国民年金保険料を一括納付してくれた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンラインの記録により、申立人が国民年金に加入した時期は、平成9年8月1日であることが確認でき、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができず、事実、納付が可能であった7年7月から9年3月までの保険料が9年8月15日に過年度納付されていることが確認できる。

また、申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続きに直接関与していないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が国民年金に加入したと考えられる平成9年8月ころの時点では、特例納付制度が存在しないため、申立期間の保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 1207

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 1 日から同年 5 月 2 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 52 年 2 月 1 日から同年 5 月 2 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私の年金記録に空白期間は無いはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は既に解散しているほか、元事業主は病気のため、その妻に照会したところ、申立人が同社に勤務したことは覚えているが、申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については不明であるとの回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた申立期間当時の社会保険担当者に照会したものの、当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚3人及び申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者5人の計8人のうち、連絡先の判明した5人に照会したところ、全員から回答が得られたものの、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言が得られなかった。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月9日から同年7月1日まで  
② 昭和50年3月1日から51年12月18日まで  
③ 昭和51年12月21日から63年10月1日まで

年金事務所で標準報酬月額を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和47年3月から同年6月までの期間及び50年3月から51年11月までの期間並びにC社（現在は、D社）に勤務していた同年12月から63年9月までの期間の標準報酬月額が自分の記憶と大きく相違している記録となっていることが判明した。

このため、厚生年金保険の標準報酬月額を保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 各申立期間について、B社及びD社が加入するE厚生年金基金から提出された申立人に係る加入記録により確認できる標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、A社及びC社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡はうかがえない。

さらに、いずれの期間においても、同僚に比べ、申立人の標準報酬月額のみが、必ずしも低額となっている事情は無い。

2 申立期間①及び②について、B社に照会したところ、当時の資料は残存しておらず、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び標準報酬月額の決定に関しては不明である旨の回答が得られた。

また、申立期間当時の同僚4人（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）に照会したものの、回答が得られなかった。

- 3 申立期間③について、申立人が名前を挙げたC社の元事業主に照会したところ、給与計算及び社会保険関係の届出等を行っていた事務担当者は既に他界しており、申立人に係る標準報酬月額の届出及び保険料控除については分からないものの、給与について、歩合給もあり、全体の流れの中で標準報酬月額を決めていたので、申立人の報酬月額だけを下げようようなことはなかった旨の回答が得られた。

また、D社に照会したところ、当時の資料は残存しておらず、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び標準報酬月額の決定に関しては不明である旨の回答が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち、一人は既に他界しているほか、当時、上司であった一人からは、申立人については記憶しているものの、当時の詳細については記憶していない旨の回答が得られた。

加えて、申立人と同時期に勤務していた者5人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、申立人の給与及び標準報酬月額に関する具体的な証言は得られなかった。

- 4 このほか、申立人が各申立期間において、その主張する標準報酬に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 1209

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 8 月 26 日から 45 年 8 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 1 日までの期間及び 40 年 8 月 26 日から 45 年 8 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和 31 年ごろ、A社に入社し、50 年 3 月 26 日まで継続して勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言から推認できる。

一方、申立人の夫もA社に勤務しており、同社に係る申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 38 年 4 月 1 日から 53 年 3 月 26 日までの期間において、申立人は、申立人の夫の被扶養者となることが確認できる。

また、申立期間①及び②当時の事業主は他界していることから、A社に係る商業登記簿謄本により確認できた、当時の取締役等に照会したところ、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料控除の事実について具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 5 人及び申立期間①及び②に厚生年金保険被保険者資格を有していた者 8 人の計 13 人のうち、存命中で連絡先が確認できた 12 人に照会したところ、6 人から回答が得られたものの、申

立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立期間②当時の社会保険事務担当者に照会したところ、事業主による厚生年金保険料控除の事実については不明としているものの、当時、申立人の給与形態は時給であったため、申立人はパートとして働いていたと思う旨の証言が得られた。

このほか、給与明細書、源泉徴収票等保険料の控除を確認できる資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 1210

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 1 日から 49 年 12 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支社に勤務していた昭和 48 年 9 月 1 日から 49 年 12 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。  
勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、雇用保険の適用事業所として、A社を確認することはできるものの、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない旨の回答が得られた。

また、オンライン記録を確認したところ、申立人が申立期間に勤務していたと主張する、A社B支社の厚生年金保険の新規適用日は、昭和 50 年 2 月 1 日となっており、申立期間において適用事業所ではなかったため、申立期間に同社C支社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚 3 人に照会したところ、そのうちの 1 人から、「入社時はパートとして勤務し、翌年あたりから任意で厚生年金保険に加入することができるようになり、加入していた同僚もいた。」旨の証言が得られた。

さらに、D協会E部に照会したところ、申立人は、申立期間を含む、昭和 48 年 9 月 1 日から 62 年 3 月 23 日まで在籍していることが確認できるものの、申立期間は「外籍」となっている旨の回答が得られた。なお、D協会E部は、「外籍」について、どのような意味かは確認できないとしている。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

た事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年2月から40年12月まで  
(船員保険加入記録が存在する期間を除く)  
② 昭和41年2月から47年2月まで  
(船員保険加入記録が存在する期間を除く)

年金事務所に船員保険加入記録を照会したところ、A氏所有の船舶に乗船していた昭和35年2月から40年12月までの期間及びB社所有の船舶に乗船していた41年2月から47年2月までの期間について、記録はおおむね船員手帳と一致していたものの、漁業の準備期間に相当する期間について、船員保険に加入した記録が無いことが判明した。

記録がある期間はあくまでも漁期であり、当該期間以外にも、出漁準備のためにそれぞれの船主のもとで勤務しており、船主が船員保険加入の手続を取らないのはおかしいと思われるので、両申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和36年11月30日から同年12月2日までの期間、37年3月10日から同年4月5日までの期間及び同年11月28日から同年12月4日までの期間については、申立人から提出された船員手帳により乗船が確認できる。

また、同僚から、申立期間①のうち、昭和36年1月から同年3月までの期間、C港からD港にE船舶を回航した際に、申立人が乗船していた旨の証言が得られたほか、別の同僚から、申立人は漁の準備期間中についても勤務していた旨の証言が得られた。

一方、A氏に係る被保険者名簿により、申立期間①には、延べ207人

の被保険者が確認できるが、そのうち、申立人が被保険者資格を有していない期間において、資格を有している者は延べ3人のみであることが確認できる。

また、A氏所有の船舶において、申立人が最初に資格を取得した前後に被保険者資格を取得し、複数回にわたって被保険者資格を有している者7人のうち、存命中で連絡先が判明した5人に照会したところ、2人から、漁の準備期間について、たとえ勤務しても無給であり、船員保険も加入していなかった旨の回答が得られ、事実、上記回答があった同僚のうち1人は、申立人の乗船船舶の船長を務めているが、当該同僚についても、漁期の中の船員保険加入記録は無い。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚2人及びA氏所有の船舶において、申立人が最後に資格を取得した前後に被保険者資格を取得し、複数回にわたって被保険者資格を有している者のうち、存命中で連絡先が判明した計5人に照会したものの、申立人の船員保険加入に関する具体的な証言は得られなかった。

2 申立期間②のうち、昭和43年2月26日から同年3月1日までの期間、45年1月29日から同年2月1日までの期間については、申立人から提出された船員手帳により乗船が確認できる。

一方、申立人が申立期間②当時に乗船していた、B社所有のF船舶及びG船舶に係る被保険者名簿により、申立期間②には、延べ178人の被保険者が確認でき、そのうち、申立人が被保険者資格を有していない期間において資格を有している者は延べ17人のみであることが確認できる。

また、申立期間②のB社の代表者の子で、後に同社の代表者となった者に照会したところ、申立期間②当時の資料は処分してしまった旨及び休漁期は、機関部員数人を除いて、一度解雇し、船員保険の資格も喪失させていた旨の回答が得られた。

さらに、F船舶及びG船舶において、申立人が被保険者資格を有していない期間に資格を有している者及び複数回資格を取得している者合計19人に照会したところ、1人から、漁の準備期間中における勤務はあったが、無給であり、船員保険にも加入しないため、自身で国民年金に加入した旨の証言が得られ、事実、当該同僚は、船員保険の被保険者資格が無い期間について、国民年金に加入し、一部期間を除き、保険料を納付している。

3 H組合I支部に照会したところ、両申立期間においては、J漁及びK漁を行う船員は、通年雇用ではなかったため、通常であれば漁期ごとに区切られている旨の回答が得られたほか、両申立期間に係る船員保険料

を船舶所有者により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における船員保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として両申立期間に係る船員保険料を両船舶所有者により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 1212

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場(現在は、C社)に勤務していた期間のうち、昭和 37 年 7 月 1 日から 39 年 8 月 1 日までの期間について、私の記憶する給料と標準報酬月額が相違することが判明した。

このため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間の標準報酬月額は、昭和 37 年 7 月の随時改定及び同年 10 月の定時決定において 2 万円、38 年 7 月の随時改定及び同年 10 月の定時決定において 2 万 4,000 円であることが確認でき、オンライン記録と一致している上、さかのぼって訂正処理が行われた形跡は無く、不自然な事務処理もうかがえない。

また、C社に照会したところ、申立期間当時の人事記録等は残存しないため、申立人の申立期間における標準報酬月額を確認することはできない旨の回答が得られた。

さらに、D健康保険組合に照会したところ、被保険者加入記録は 5 年ごとに処分しているため、申立人の申立期間における報酬標準給与を確認することはできない旨の回答が得られた。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚 2 人及びA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に被保険者資格を有し、前年よりも標準報酬月額が減額されていることが確認できる者のうち、連

絡先の判明した9人の計11人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、自身の標準報酬月額の減額理由並びに申立人の申立期間における標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に関して具体的な証言を得ることができなかった。

また、申立期間において、申立人の標準報酬月額のみが、同僚と比べて低額となっている事情も無い。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 17 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 8 月 26 日から同年 11 月 1 日まで

年金事務所に船員保険加入記録を照会したところ、A氏所有のB船舶に乗船していた昭和 33 年 3 月 17 日から同年 9 月 1 日までの期間及び 35 年 8 月 26 日から同年 11 月 1 日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。手元の船員手帳で、乗船が確認できるので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人が、申立期間において、A氏所有のB船舶に乗船していたことは認められる。

一方、申立人が名前を挙げた同僚のうち、存命中で連絡先が判明した二人に照会したところ、一人から回答が得られたものの、申立人の船員保険加入に関する具体的な証言は得られなかった。

また、申立期間中及びその前後の期間において被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した計 14 人に照会したところ、8 人から回答が得られたものの、申立人の船員保険加入に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、C協同組合に照会したところ、申立期間当時は、必ずしも乗船と船員保険加入は一致していなかった旨の回答が得られた。

加えて、同僚照会の結果、回答が得られた同僚のうち、申立期間に乗船期間があったとして回答のあった 3 人について、自身が証言する乗船期間と船員保険加入期間とを比較調査したところ、相違していることが確認でき、申立人についても、船員手帳で乗船が確認できない期間に船員保険に

加入している期間があることから、A氏所有の船舶においては、必ずしも船員手帳の雇入及び雇止と船員保険加入は一致していなかった事情がうかがえる。

このほか、申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における船員保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により、給与から控除されていたことを認めることはできない。